

東北防衛局達第5号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、フレックスタイム制勤務に関する規則を次のように定める。

平成28年6月17日

東北防衛局長 齋藤 雅一

フレックスタイム制勤務に関する規則

改正 令和2年12月24日達第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、東北防衛局におけるフレックスタイム制勤務（自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等訓令」という。）第2条第8項から第16項まで及び第24項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官訓令」という。）第9条第3項から第7項まで及び第10項の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定めによる勤務をいう。以下同じ。）の実施に関し、

必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 東北防衛局におけるフレックスタイム制勤務の実施については、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）、事務官等訓令及び自衛官訓令、その他の法令等で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間の割振り又は日課の定め)

第3条 規則第44条第5項若しくは第6項の適用を受ける自衛官以外の隊員又は自衛官訓令第9条第3項若しくは第6項の適用を受ける自衛官（以下「フレックスタイム制適用隊員」という。）に対する勤務時間の割振り又は日課の定め（以下「勤務時間の割振り等」という。）については、適切な公務の運営の体制を確保しつつ休暇承認者（東北防衛局の職員の勤務時間の管理等に関する規則（平成19年東北防衛局達第10号）第2条に規定する休暇承認者をいう。以下同じ。）が行うものとする。

2 休暇承認者は、第7条第1号の規定による申告がなされたときは、単位期間が開始する日の1週間前まで

に勤務時間の割振り等を行い、申告者に対して、その結果を通知するものとする。

- 3 前項の規定は、第7条第2号及び第3号の規定による申告がなされた場合について準用する。この場合において、前項中「単位期間が開始する日の1週間前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(標準勤務時間)

第4条 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第8項から第16項まで及び第24項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項から第7項まで及び第10項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間に関する訓令第5条の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定め of 基準等について（防人計第7204号。28.3.31。以下「基準通知」という。）の第1第6項第2号の標準勤務時間は、休憩時間を除き、事務官等訓令の適用を受ける者にあつては午前8時30分から午後5時15分又は午前9時30分から午後6時15分とし、自衛官訓令の適用を受ける者にあつては8時30分から17時1

5分又は9時30分から18時15分とする。

(コアタイム等)

第5条 フレックスタイム制適用隊員のコアタイム（事務官等訓令第2条第8項、第9項若しくは第13項又は自衛官訓令第9条第4項若しくは第7項の規定による官房長等があらかじめ定める連続する時間をいう。以下同じ。）及びフレキシブルタイム（始業又は課業開始及び終業又は課業終了の時刻を設定することができる時間帯をいう。以下同じ。）並びに月曜日から金曜日までの間の休憩時間については、次表に定める「コアタイム」欄及び「フレキシブルタイム」欄並びに「休憩時間」欄のとおりとする。

表（コアタイム等）

	勤務時間及び日課		休憩時間	休養日及び週休日
	コアタイム	フレキシブルタイム		
一般隊員	1000～1600	700～1000、 1600～2200	1200～1300 1800～1830(※)	日曜日及び 土曜日
育児介護隊員	1300～1500	700～1200、 1500～2200	1200～1300 1800～1830(※)	日曜日及び 土曜日 申告がある場合は 上記以外に1日

※ 基準通知第2第2号の規定に基づき、5時間30分を超える連続する正規の勤務時間を割振る場合には、30分の休憩時間を置くこととする。

(単位期間の開始日)

第 6 条 東北防衛局におけるフレックスタイム制勤務の
単位期間の開始日は平成 28 年 7 月 4 日とする。

(申告等)

第 7 条 隊員のフレックスタイム制勤務に係る申告等につ
いては、基準通知別紙様式第 2 から別紙様式第 4 に
より、次の各号に掲げる隊員の区分に応じて、当該各
号に定める期日までに休暇承認者へ申告するものとし
る。

(1) 規則第 44 条第 5 項の適用を受ける自衛官以外の
隊員又は自衛官訓令第 9 条第 3 項の適用を受ける自
衛官

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前
日から起算して、できる限り 2 週間前までに申告す
るものとする。

(2) 規則第 44 条第 6 項の適用を受ける自衛官以外の
隊員又は自衛官訓令第 9 条第 6 項の適用を受ける自
衛官

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前
日から起算して、できる限り 1 週間前までに申告す
るものとする。

(3) 特別の事情により第1号及び前号に規定する期日までに申告ができなかった自衛官以外の隊員又は自衛官

できる限り速やかに申告するものとする。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、平成28年6月17日から施行する。

附 則 [令和2年12月24日達第7号]

この規則は、令和3年1月1日から施行する。